

第9章 指導主事に関する人事行政運営の状況について

指導主事の任命権者は、大田区教育委員会です。教育委員会から、大田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条の規定に基づき、区長に対し、平成30年度における人事行政の運営の状況について報告がありました。この章は、その報告内容を公表するものです。

《参 考》大田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年5月末日までに、区長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(公表の時期)

第5条 区長は、第2条及び前条の規定による報告を受けたときは、毎年12月末日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の規定による報告を公表しなければならない。

用語説明

・「任命権者」

地方公務員法やこれに基づく条例等にしたがい、職員の任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有しているものであり、区長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、議会議長がこれにあたります。なお、当区においては、区長以外の任命権者が職員を任命する場合、区長の任命権に係る職員の事務従事を受けて行っています。

このことから、選挙管理委員会事務局、監査事務局、教育委員会事務局、議会事務局に勤務する職員の任用、給与等の状況は、第1章から第8章までに区長部局の職員と併せて記載しています。

指導主事に関する状況

1 任免について

(1) 平成30年度職員数

①都費 5名（充て指導主事） ②区費 8名（固有指導主事）

※区費（固有指導主事）に指導課長1名と副参事1名を含む。

(2) 採用

東京都教育委員会で採用（異動）を実施しています。

(3) 昇任

○昇任選考（校長・管理職）は、東京都教育委員会が実施しています。

○平成30年度選考合格者 … なし

(4) 退職

○平成30年度退職者 … なし

2 人材育成について

東京都教育委員会の研修実施計画に基づき実施されています。

3 勤務条件について

週38時間45分勤務となっています。年次有給休暇は、1年(年度)において20日となっています。

教育職員（管理職を除く）については、厳格な時間管理を前提とする超過勤務手当制度になじまないため、超過勤務手当・休日給に代わるものとして給料月額の4%を教職調整額として支給しています。

4 服務及び処分について

(1) 兼業（兼職）許可 … 1名

(2) 分限及び懲戒処分 … 平成30年度は該当者なし

5 勤務成績の評定について

○東京都教育委員会の業績評定実施要領に基づき実施しています。

6 職員の福祉について

○共済制度は、都費（充て指導主事）は公立学校共済組合、区費（固有指導主事）は東京都職員共済組合が担っています。

○互助事業は、東京都教職員互助会が実施しています。

7 再任用職員の任用状況

○再任用職員はいません。